

## 岐阜県森林研究所における不正防止計画

令和5年3月15日改正

岐阜県森林研究所（以下「研究所」という。）の研究活動における不正行為を防止するため、以下のとおり不正防止計画を策定する。

### 第1節 研究所内の責任体制の明確化

- 1 最高管理責任者（森林研究所長）は、不正行為等の防止への取り組みに関する研究所の方針及び意思決定手続きを定め、周知する。また、自ら不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行う。
- 2 統括管理責任者（上位の研究部長）は、取組方針に基づき、研究所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認し、最高管理責任者に実施状況を報告する。
- 3 統括管理責任者は、岐阜県森林研究所不正行為等防止対策委員会（以下、「委員会」という。）の委員長として、委員会を主宰する。
- 4 委員会は、研究活動における不正行為等を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な研究活動における不正防止計画を策定する
- 5 委員会は、コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング結果等の報告を分析し、不正使用が発生するリスクに対して、必要と認める場合は、原則、当年度分の該当する執行案件を全て抽出し、リスクアプローチ監査を実施する。
- 6 委員会は、研究所の研究活動における不正行為等の疑いがある場合の調査、審理及び判定を行う。
- 7 コンプライアンス推進責任者（研究部長（ただし、統括管理責任者を兼ねない。））は、全ての研究者等を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 8 コンプライアンス推進責任者は、定期的に啓発活動を実施するとともに、研究者等が適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 9 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画を研究所内外に周知するとともに、主体的に不正防止計画を実施する。
- 10 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の実施状況を委員会に報告する。
- 11 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費等の不正使用が発生する要因を分析し、委員会に報告する。また、委員会と連携し不正が発生するリスクに対して恒常的かつ組織的に牽制機能を働かせるためモニタリングを行う。
- 12 管理調整係長は、会計書類や購入物品等について、年1回の定期的な内部監査を行う。
- 13 管理調整係長は、研究活動における不正行為等に関する研究所内外からの通報に

関する窓口責任者を務める。

■不正発生要因と具体的対策

不正発生要因	具体的対策
<p>・責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能していない。</p>	<p>・4月及び7月（倫理月間）にコンプライアンス教育を確実に実施する。</p> <p>・全ての研究者等は自身の役割を把握する。</p> <p>・コンプライアンス推進責任者は、全職員のコンプライアンス教育受講を確認する。</p>
<p>・役割分担ごとに実施すべき事項が不明確である。</p> <p>そのため、実施時期が先延ばしとなる。</p>	<p>・役割分担者は、自身の役割において実施項目ごとに具体的な実施内容と時期を確認する。</p> <p>・最高管理責任者は、毎月の所内会議において啓発稼働を行う。</p> <p>・委員会は、管理調整係長が実施した監査後、6月から7月の間に開催する。</p> <p>・委員会は、モニタリング結果から不正使用のリスクがある場合は、支出内容が類似する当該年度分の費用の全てについてリスクアプローチ監査を実施する。</p> <p>・コンプライアンス推進責任者は、4月及び7月にコンプライアンス教育を実施する。また、職員の異動があった場合は、異動後1ヵ月以内に全研究者等を対象にコンプライアンス教育を実施する。</p> <p>・コンプライアンス推進責任者は月1回以上、国内外で発生した不正行為等に関して所内に周知（メール）等する。（啓発活動）</p> <p>・コンプライアンス推進責任者は、委員会の承認を経てモニタリング項目等を決定し、年間を通してモニタリングを実施する。また、モニタリング結果から不正使用が発生する要因等を分析し、モニタリング結果とあわせて委員会に報告する。</p> <p>・コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画を策定・改善の都度、HPにて公開する。</p> <p>・コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の具体的な対策の実施状況を確認するとともに、未実施の対策は、実施主体者に対し実施を要請する。</p> <p>また、前年度の実施状況について委員会に報告する。</p> <p>・管理調整係長は6月から7月の間に年1回の内部監査</p>

	を実施する。
--	--------

## 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

### 2-1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施

- 1 コンプライアンス推進責任者は、研究者等（研究所において研究活動に従事する職員（事務職員、兼務職員、併任職員、非常勤職員及び研究支援者を含む）に、経費の適正な使用と研究・調査データの厳正な取扱を徹底するための教育（以下「コンプライアンス教育」という。）を実施する。
- 2 コンプライアンス教育の実施時期は、原則4月及び7月とするほか、必要に応じて複数回開催する。
- 3 コンプライアンス教育の以下の内容から各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、実施に際して対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- 5 全ての構成員は、コンプライアンス教育を受講し、受講した構成員は、受講毎に別紙様式2の「研究活動にあたっての誓約書」を自署し、コンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、職員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさない組織風土を形成することを目的として、実施計画に基づいて全ての職員を対象に啓発活動を四半期に一回以上定期的実施する。

#### ■不正発生要因と具体的対策

不正発生要因	具体的対策
・コンプライアンスに関する意識が希薄である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究費の執行をコンプライアンス教育の受講を条件とする。未受講の場合は、研究費の執行を停止する。</li> <li>・コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育と啓発活動について業績評価で目標を設定する。</li> <li>・コンプライアンス教育受講時に誓約書とともに、不正防止計画の具体的対策に関するチェックリストを全ての研究者等から提出させる。</li> </ul>
・コンプライアンス教育のマンネリ化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会は、不正防止計画の定期的見直し時にコンプライアンス教育についても見直しについて助言を行う。</li> </ul>

### 2-2 ルールの明確化・統一化

- 1 研究者等に分かりやすいルールを定める。また、実態と乖離していないか点検し、必要に応じてルールの見直しを行う。

■不正発生要因と具体的対策

不正発生要因	具体的対策
・ ルールの形骸化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究者等が、ルールから逸脱した手続きを行っている場合は、ルールに沿った手続きが行われる迄の間、研究費の執行を一時停止する。</li> <li>・ ルールから逸脱した手続きについては管理調整係長等が必要な指導を行う。</li> </ul>
・ 事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理責任者は、事務処理マニュアルを整備し、周知する。</li> <li>・ 案件ごとに管理調整係等でチェックし、ルールから逸脱した手続きについては必要な指導を実施する。</li> <li>・ 間違いの多い処理手続きについては、コンプライアンス教育で、十分説明する。</li> </ul>
・ 獲得した競争的資金等の使用ルールを理解していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争的資金等を獲得した時点で、獲得者は管理調整係とルールの確認を行う。</li> </ul>
・ 国のガイドライン等の見直しが反映されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理責任者は、国のガイドライン等の見直しに関する通知があった場合、ルールの見直しを行うとともに、コンプライアンス教育や啓発活動で研究者等に周知する。また、見直し内容について委員会で説明する。</li> </ul>

2-3 職務権限の明確化

- 1 事務処理に関する研究等の権限と責任については、岐阜県公文書規程、岐阜県事務決裁規程など、県条例・規則・規程等に準じて行う。

■不正発生要因と具体的対策

不正発生要因	具体的対策
・ 決裁の形骸化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決裁者による確実な決裁</li> <li>・ 予算執行の補助簿の作成・入力と決裁者との情報共有（いつでも確認できる体制を整備）</li> </ul>

2-4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- 1 研究活動における不正行為等に関する研究所内外からの通報に迅速かつ適切に対応するため管理調整係に通報窓口を置き、窓口責任者を管理調整係長とする。
- 2 通報窓口は、不正行為等に関する通報、相談等提供された情報の整理及び最高管理責任者、統括管理責任者への報告を行う。
- 3 次の不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。

- ・告発等の取扱い
  - ・調査委員会の設置及び調査
  - ・調査中における一時的執行停止
  - ・認定
  - ・配分機関への報告及び協力等
- 4 本調査を実施する際に設置する本調査チームの構成は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない、下記の者とし、その半数以上を外部有識者とする。
  - 5 認定に対して被通報者及び通報者は不服申し立てができる。
  - 6 最高管理責任者は、委員会から不正行為等が行われたとの報告を受けた場合は、調査結果を公表するものとし、不正行為等が行われなかったとの認定について報告を受けた場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。
  - 7 最高管理責任者は、研究所に所属する被通報者について、林政部林政課長を通して人事課長に報告する。通報が悪意に基づくものであることが認定された場合の通報者も同様とする。

■不正発生要因と具体的対策

不正発生要因	具体的対策
・不正の告発等の制度が機能しない	・通報窓口（管理調整係長）において公益通報者保護法に基づく県の通報窓口（行政管理課）への通報もあわせて行うよう依頼 上記について、コンプライアンス教育でも説明

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

3-1 不正防止計画の推進を担当する者の設置

- ・コンプライアンス推進責任者は、主体的に不正防止計画を実施しなければならない。

■不正発生要因と具体的対策

不正発生要因	具体的対策
・不正防止計画の全部または一部が未実施（形骸化）	・コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育と啓発活動を含め不正防止計画の実施について業績評価の目標を設定する。

3-2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施

- 1 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の実施状況について、定期的の実施状況報告書により統括管理責任者に報告するものとする。委員会はコンプライアンス推進責任者からの報告に基づき、定期的不正防止計画を見直さなければならない。
- 2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。統

括管理責任者は、報告内容が不相当と認められる場合には、コンプライアンス推進責任者に対し改善を求めるものとする。

- 3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われないよう、研究活動における適正な運営及び管理を行うものとする。

#### ■不正発生要因と具体的対策

不正発生要因	具体的対策
・不正行為の発生要因の把握が不十分で実効性のある不正防止計画とになっていない	・委員会は、コンプライアンス教育の理解度も含めたコンプライアンス推進責任者からの報告に基づき、不正の発生の要因の把握・分析を行い、不正防止計画を見直す。

#### 第4節 研究活動の適正な運営・管理活動

- 1 研究者に研究開発費の交付又は配分（個人研究費補助金）がある場合、研究者は管理調整担当者に研究開発費についての経理事務（補助金の管理、諸手続）を委任する。
- 2 個人研究費補助金は、出納員名義（科研費にあっては預金口座を研究機関の長名義）で、当該研究開発課題専用の普通預金口座を設け管理する。研究費の経理は管理調整担当において行い、研究費を支出し、預金通帳、関係証拠書類等を整理、保管する
- 3 旅行命令は森林研究所長が行うものとし、旅費の支給については、岐阜県職員等旅費条例等関係規程に準じて取り扱うものとする。
- 4 研究補助者は、岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則、岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則及び岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則等関係規程に準じて取り扱うものとする。  
ただし、資格要件等によりこれらの規程により難しい場合は、労働基準法等関係法令の範囲内において森林研究所長に協議のうえ決定するものとする。
- 5 研究費の執行については、国等の各公募型研究開発制度で定める法令を遵守する他、岐阜県会計規則等関係規程に準じて取り扱うこととする。なお、研究費の支出方法は、原則として口座振込とし、やむを得ず現金払いが必要な場合は、立替払いを認めるものとする。
- 6 経理に係る収支簿、預金通帳、関係証拠書類については、不備がないことを確認した上で、当該年度終了後15年間保管する。
- 7 個人研究費補助金により取得した物品は、国等の公募型研究開発制度等の規程に従い、適正に管理するものとし、研究開発課題終了後は、森林研究所への寄付等適切な措置を講じる。なお、物品購入の際の発注及び検収においては、岐阜県会計規則に準じて実施し、検収にあっては管理調整担当者が立会するものとする。
- 8 間接経費の交付を受けるものについては、森林研究所長は予算計上したうえで、その用途も含め適正に執行するものとする。また、研究者は国等から間接経費の交付を

受けた場合は、速やかに森林研究所長の発付する納入通知書により県へ納入することとする。

- 9 研究者等は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為等を行ってはならない。また、他者における不正行為等の防止に努めなければならない。
- 10 研究者等は、行動規範である岐阜県職員倫理憲章に基づき、自己の行動について再点検を行うとともに、取組方針及び取組事項である岐阜県職員倫理憲章に基づく実行計画及び研究所の諸規定、その他関係法令を遵守しなければならない。
- 11 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を必要に応じて受講しなければならない。
- 12 研究者等は、第 14 条第 4 項に規定するコンプライアンス教育受講の際、受講毎に「研究活動にあたっての誓約書」を提出しなければならない。
- 13 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

■不正発生要因と具体的対策

不正発生要因	具体的対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の執行状況の把握が不十分なため、計画的な執行がされていない</li> <li>・物品購入が年度末に集中</li> <li>・調達が特定の業者に集中</li> <li>・同一品目の取引が繰り返されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行の計画を作成させる</li> <li>・予算の執行状況を随時確認し、予算執行計画と照らし合わせる</li> <li>・予算執行が当初計画から著しくかけ離れている場合や、遅れている場合は、必要に応じて指導・助言を行う</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の検収が不十分または形骸化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果物がある場合は、検収に管理調整係が必ず立会</li> <li>・保守・点検などの場合は、保守・点検時に管理調整係が立会</li> <li>・換金性の高い物品については、購入金額に関わらず研究所に寄附するよう指導・助言</li> <li>また、金券等は、管理調整係で適切に保管</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行実績の確認が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の旅行命令がなかった場合は支給しないこととし、その旨、コンプライアンス教育で周知</li> <li>・旅費の支給にあたっては、旅行実績がわかる資料等の添付を徹底</li> </ul>

	・必要に応じて同行者等にヒアリングを実施し、確認
・研究補助者の勤務状況の確認が不十分	・勤務補助簿により勤務実績を把握するとともに、研究補助者にヒアリングを実施し、その実態を確認
・調査データや試験結果を加工・改ざん	・これまでの常識を覆すような成果が報告された場合は、調査野帳や試験結果データ、取りまとめ、分析方法、分析過程等、最終とりまとめまでの間に、データや結果等を真正でないものに加工等不正していないか確認するとともに、必要に応じて再現性についても確認する。

## 第5節 情報発信・共有化の推進

- 1 競争的資金等のルール等について、研究所内外からの相談を受け付ける窓口を、岐阜県森林研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程第8条の規定に基づき、設置する。
- 2 不正使用への取り組みに関する基本方針等をホームページで公表する。

### ■不正発生要因と具体的対策

不正発生要因	具体的対策
・ルールの認知不足	・コンプライアンス教育や定期的な啓発活動を実施するとともに、理解度をチェックし、理解不足の場合は、再教育を実施するなど、ルールの認知不足を解消

## 第6節 モニタリングの在り方

- 1 研究所管理調整係長は、常時、公的研究費の執行に関する確認を行うとともに、この確認によって不正使用が発生する要因をコンプライアンス推進責任者に報告する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費等の不正使用が発生する要因を分析し、委員会に報告するとともに、委員会と連携し不正が発生するリスクに対して恒常的かつ組織的に牽制機能を働かせるためモニタリングを行う。
- 3 委員会は、前項の報告を分析し、不正使用が発生するリスクに対して、原則、当年度分の該当する執行案件を全て抽出し、リスクアプローチ監査を実施する。なお、監査対象は前年度分までの案件を含めることができる。
- 4 委員会は、リスクアプローチ監査の結果を分析し、必要に応じて不正防止計画を見直すとともに、コンプライアンス教育で研究員等に周知する。
- 5 委員会の委員長は、緊急に必要と認める項目については、委員会に諮ることなく、リスクアプローチ監査を実施できるものとする。

■不正発生要因と具体的対策

不正発生要因	具体的対策
・ 内部監査の形骸化	・ 不定期に抜き打ちで執行状況に関する証拠書類等を確認 ・ 内部監査結果を踏まえて、モニタリングの実施方法等を見直す